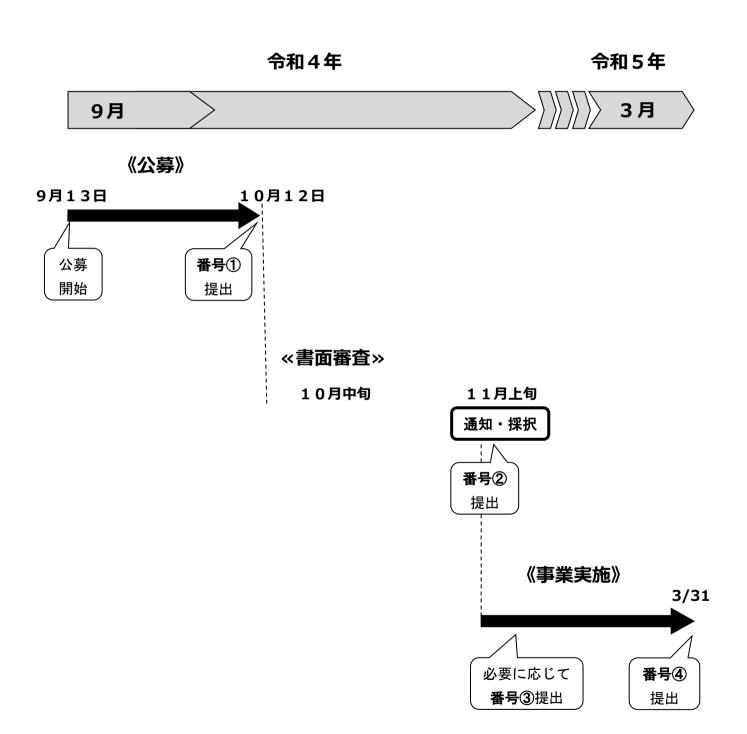
WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業) 公募資料一覧

- (資料1)全体の流れ
- (資料2)提出資料一覧
- (資料3)委託要項 【別紙様式第1~第4】
- (資料4) 公募要領 【別紙様式1~2】
- (参考1)審査要項
- (参考2) 審査基準

WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業) 全体の流れ

※審査スケジュールは、申請件数によって変更の可能性があります。



提出資料一覧

【公募時】

番号	参照 資料	提出資料	分量	提出方法	締切
		提案書(様式1)	指定なし ※委託事業経費の記入要領に基づ き作成する。		
1	公募要領(委託要項)	審査基準に記載のある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し	指定なし	電子媒体をメ ールにて送付 (PDF形式 のものを正本 とし、Wor d、Exce l、Point	10月12 日(水) 15:00 必着
	· 項)	誓約書(様式2)	指定なし	形式のものを 副本とするこ と。)	
		※委託要項 別紙様式第2 (再委託申請書)は再委託す る場合のみ提出	指定なし		

【採択内定後】

番号	参照資料	提出資料	分量	提出方法	締切
	委託要項	別紙様式第1 (事業計画書) ※別紙様式第2(再委託申 請書)は必要に応じて提出	指定なし	電子媒体をメールにて送付	华宁七宁冬
2	· (公募要領)	委託契約書別紙 (銀行口座情報)	指定なし	電子媒体をメールにて送付	指定内定後 別途指示
		委託契約書 ※文部科学省から送付	-	紙媒体を返送	

【採択後】

— —	参照	4月112次1151	· _	48.11.4-14	δ⇔ΤΩ
番号	資料	提出資料	分量	提出方法	締切
3		別紙様式第 3 (事業計画変更承認申請書)	指定なし	電子媒体をメール にて送付	変更前に すみやかに
	委託要項	別紙様式第 4 (事業完了(廃止)報告書)	指定なし	電子媒体をメール にて送付(PDF 形式のものを正本 とし、Word、	
	項(公募要領)	別紙様式第 4 別紙イ (研究結果説明書)	20 頁以内	Excel、Po werPoint 形式のものを副本	事業が完了した日から30日
4	領 別紙様式第4 別紙口 (業務収支決算書)		指定なし	とすること。) ※支出を証明でき る領収書等の写し は PDF 形式のみの 提出	を経過した 日,又は当該 事業年度末日 のいずれか早 い日
		成果物	文部科学省 HP を通じて 公開	成果物が掲載され ている HP の URL をメールにて送付	

[※]上記の他、必要な資料の提出が生じた場合は、別途指示します。

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業) 委託要項

令和 3 年 9 月 1 6 日初等中等教育局長決定令和4年9月9日一部改正

1. 趣旨

社会の大きな変革として Society 5.0 が訪れようとする中、我が国の新たな社会を牽引する人材の育成が求められており、平成 30 年 6 月に文部科学省「Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会」においてまとめられた「Society 5.0 に向けた人材育成 ~社会が変わる、学びが変わる~」において、新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策(Society 5.0 に向けたリーディング・プロジェクト)の一つとして、文理両方を学ぶ高大接続改革にもとづく、WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム(以下「WWLコンソーシアム」という。)の創設が提案された。

WWLコンソーシアムは、高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うものとして想定されており、将来的に、高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国立、公立及び私立の高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加することを可能とする仕組みを持つことが目指されている。

WWLコンソーシアム構築支援事業(以下「WWL事業」という。)では、Society 5.0 において共通して求められる力(①文章や情報を正確に読み解き対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究力等)を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベーティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」(以下「ALネットワーク」という。)を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへとつなげることを目的としている。

本委託事業においては、全国拠点機関との連携、域内ALネットワークの統括・情報集約、域内でイノベーティブなグローバル人材育成を実施する高校との連携促進機能を有した取組を通じて、域内各事業拠点間のネットワークを構築し、WWL事業全体の効果的な実施を目指す。

2. 委託内容

各事業拠点における取組について、全国拠点機関との事業全体の情報共有、域内の各ALネットワークとの事業に係る情報共有及び開発されたカリキュラム・成果物を利用するためのホームページ作成・運営、域内でイノベーティブなグローバル人材育成を実施する高校との連携促進のためのミニフォーラム主催・実施等の取組を委託する。

3. 委託先

本事業の委託先は、当該取組を実施することができる大学や実施機関等とする(以下「実施機関」という。)。ただし、任意団体については下記の要件を満たすこととする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、原則として3年間とする。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとする。なお、年度ごとの実績や、翌年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された調査研究を次年度の対象とする。また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該実施期間を必ず保証するものではないことに留意すること。

5. 委託手続

- (1) 委託内定後、委託を受けようとする実施機関は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、事業計画書(別紙様式第1)を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、実施機関から提出された事業計画書等の内容を確認し、適切であると 認めた場合、当該実施機関と委託契約を締結する。なお、必要に応じて当該計画の見直 しを求めることができる。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本取組に要する経費(諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、人件費、一般管理費、消費税相当額、再委託費) を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3)契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、 経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 本取組の実施過程において、各事業計画の内容を変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が各事業計画額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。
- (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を 整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保 存する。

7. 再委託

(1) 委託を受けた本取組の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。) することはできない。ただし、再委託することが本取組を実施する上で合理的であると認められるも

のについては、一部を再委託することができる。

- (2) 委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託申請書(別紙様式第2) を記載 の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託先の相 手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託(再々委託) することはできない。

8. 事業完了 (廃止) の報告

- (1) 委託先は、本取組が完了したとき、廃止、解除又は中止の承認を受けたときは、収支金額を確定の上、本取組が完了した日から10日を経過した日又は委託期間満了日のいずれか早い日までに、詳細に記載した事業完了(廃止)報告書(別紙様式第4)、支出を証明できる領収書等の写し及び収支簿(原本証明をしたもの)を文部科学省に提出すること。
- (2)委託先は、事業の成果普及等のため、上記(1)の事業完了(廃止)報告書(別紙様式 第4)のほか、成果物(成果報告書を含む。)を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 成果物については、委託先においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8. により提出された各事業完了(廃止)報告書について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2)上記(1)の確定額は、本取組に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記(1) において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

10. 委託の取消し

- (1) 文部科学省は、委託先が委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不 当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託を解除する ことができる。
- (2) 文部科学省は、上記 (1) による場合で、概算払により既に経費を支出した場合について、返納を求めることができる。
- (3)上記(1)により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。

11. 著作権等

委託先は、本取組により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。

12. その他

- (1) 文部科学省は、委託先による本取組の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、 必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、必要があると認めたときは、委託先に対して本取組の実施状況、委託

費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

- (3) 本事業によって実施する取組が、他の事業の委託費又は補助金等による財政的措置を受けている場合は、本事業経費として支出することはできない。
- (4) この要項に定めのない事項で本取組の実施に必要な事項は、初等中等教育局委託事業 事務処理要領による。

様式第1(事業計画書)

事業計画書

年 月 日

支出負担行為担当官 文部科学省初等中等教育局長 殿

(受託者) 住 所 名称及び 代表者名

- I 委託事業の内容
 - 1. 事業名

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)

- 2. 事業の目的 ※事業の目的を具体的に記載
- 3. 事業の実施期間 委託を受けた日から 年 月 日
- 4. 事業の方法 ※ 事業の趣旨・目的が達成されるために必要な課題を具体的に記載
- 5. 業務実施体制

業務項目	実 施 場 所	担 当 責 任 者
		(連絡先)

6. 事業項目別実施期間

※ 事業計画書作成時のものであり、事業着手は契約締結後に行うものとする。

事 業 項 目		実施	期間	(年	月	日~	~	年 月	日)	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

7. 再委託に関する事項	
再委託の相手方の住所及び氏名	
(連絡先)	
再委託を行う業務の範囲	
事業の目的及び内容	
事業の方法	
事業の内訳	
再委託の必要性	
再委託金額(単位:円)	
_	
円	

Ⅱ 委託事業経費

(単位:円)

費目	内訳	数量	単価	 金額	備考
人件費					
諸謝金					
旅費					
借損料					
会議費					
通信運搬費					
消耗品費					
雑役務費					
消費税相当額					
一般管理費					
再委託費					
		·	合計		

再委託費内訳

機関名:

(単位:円)

費目	内訳	経費予定額
	合計	

Ⅲ その他

1. 経理担当者(責任者及び事務担当者)

· · 47.	- <u> · </u>	21100	T 101 1.	J— — H /		
氏	名	役	職	名(E メールアドレス)	電話番号	FAX 番号

- (注)・責任者は、本委託事業に係る経理責任者(必ず記入すること)
 - ・事務担当者は、実際に当省委託担当課(室)との窓口となる者(必ず記入すること)

(記入要領)

- 1. 原則として、消費税込みの金額を記載する。ただし、非課税取引となる人件費等に係る消費税 額については消費税相当額に一括計上する。
- 2. 「費目」は原則としてこの名称を使い、経費が発生しない場合は省略する。
- 3. 本調査研究の実施に真に必要な経費のみを計上すること。
- 4. 各経費区分の計上にあたっては、以下に留意すること。

く 人 件 書 ゝ

・本調査研究に専従する非常勤職員等の人件費について、業務に必要な期間を考慮の上計上すること。また、単価の積算は原則として、計算式により構成要素ごとに計算すること。

<時間単価の算出方法>

委託先に公表・実際に使用している人件費単価規程等(すなわち、①当該単価規程等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たすこと)に基づき単価を算出すること。

(i)正職員の受託人件費時間単価

委託先の単価規程に基づく時間単価を使用すること。

(ii)出向者、臨時雇用職員(注1)の受託単価計算

委託先の人件費時間単価を定めている場合であっても、出向者、臨時雇用職員については、次のとおり積算する。

人件費時間単価=

(委託先が負担した年間総支給額(注2)+年間法廷福利費)÷年間理論総労働時間

(注1):「臨時雇用職員」とは、単純作業を行うアルバイトではなく、正職員と同等以上又は補助者として一定の経験があるものをいう。

(注2):「委託先が負担した年間総支給額」には、時間外手当を含まない。

※なお、これにより難い場合は文部科学省と別途協議の上決定する。

- ・本調査研究の実施に際し、事務補助員等を調査研究校に配置することを予定する場合は、当該校における教職員の助言・協力のもとに用務を行わせるものとする。また、その事務補助員等が本調査研究以外の用務を行うことがないよう、校内において本調査研究の趣旨を適切な方法により周知するとともに、その徹底を図ること。
- ・既に国庫で人件費を措置されている職員等については、計上しないこと。

<諸謝金>

- ・諸謝金は、会議出席、原稿執筆、単純労務等を行った場合に支出する謝礼をいうこと。
- ・諸謝金の単価は、委託先の支給規程等、根拠を明確にし、事業計画書に添付すること。
- ・高額な支出を伴う謝金については、その必要性について十分検討すること。
- ・委託先に所属する職員に対する支出は原則として認めないこと。ただし、本調査研究に係る業務が当該職員の本務外(給与支給の対象となる業務とは別)であることが明確に区分されていることが確認できる場合には支出できる。

<旅費>

- ・原則として具体的用務ごとに積算することとし、発着地を必ず記載すること。
- ・支給基準は原則として委託先の旅費規程によって差し支えないが、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、原則として国の職員の例に準じる等、妥当かつ適正な旅費を積算すること。
- 委託先に規定等がない場合は、国の旅費法等の規定を準用すること。
- ・事業計画に照らして、出張先、単価、回数及び人数の妥当性・整合性について確認すること。
- ・本調査研究経費により航空機に搭乗した際のマイレージについては、その取得を自粛すること。

<借損料>

- ・会議開催等に伴う経費については、事業計画に記載した会議等の時間及び回数等との整合を図る
- ・リース形式の形態でありながら、事実上、備品を購入することがないように留意すること。
- ・リース終了後に無償譲渡を受けることを条件とする等、実質的な購入に該当する運用は不可とす

る。

く会議費>

- ・外部有識者等が出席する会議開催等に必要な飲料 (お茶、水等。菓子を除く。) の経費を計上すること。
- ・会議費の支出にあたっては、原則として委託先の諸規則によることとして差し支えないが、社会 通念上常識的な範囲のものか十分精査の上、計上すること(宴会等の誤解を受けやすいものや酒 類の提供はできない)。
- ・事業計画に照らして、会議等の出席者数及び回数の妥当性・整合性について確認すること。

<通信運搬費>

- ・通信運搬費は、会議開催等に必要な開催通知の発送、報告書・パンフレットの宅配等の経費を計 上すること。
- ・通信運搬物の内容、数量及び回数の妥当性を確認の上、計上すること。
- ・通信料(電話料等)は、本調査研究の実施に要した経費が分かる証拠書類を整備できる場合に限り 計上すること。
- ・切手等を計上する場合は、本調査研究で使用した枚数が確認できる書類(払出簿等)を整備する こと。

<消耗品費>

- ・コピー用紙代、文房具、CD-R等消耗品にかかる経費を計上すること。
- 計上にあたっては、品名ごとに記載することとし、「事務用品一式」のようにまとめて記入しないこと。
- ・本調査研究経費により消耗品等を購入する際に特典として付与されるポイント等がある場合は、 その取得を自粛すること。

<雑役務費>

- ・委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務に係る経費及び銀行振込手数料等を計上すること。
- ・人材派遣による雇用(間接雇用)に要する経費は、雑役務費に計上すること。なお、受託先の直接雇用の場合は人件費に計上すること。

<一般管理費>

・委託事業分として経費の算定が難しい光熱水料(個別のメーターが設置されていないため分別経理できないもの)や管理部門の人件費(管理的経費)等の経費。内訳欄に「上記経費の〇%」と記入し、再委託費を除く直接経費に一定の率(一般管理費率)を乗じて算出する。一般管理費率は10%を上限として、受託者の受託規程と受託者の直近の決算により算定した一般管理費率を比較して低い方を採用する。

<消費税相当額>

海外渡航費と人件費の消費税相当額は、ここで計上すること。

く再委託費>

- ・再委託先機関ごとの再委託額を記入すること。
- ・再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

<その他>

・上記について疑義が生じた場合は、文部科学省担当官に連絡の上、記入方法に関する指示を受けること。

様式第2 (再委託申請書)

再委託申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 文部科学省初等中等教育局長 殿

(受託者) 住 所 名称及び 代表者名

○○○○年○○月○○日付け○○○○年度WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業(地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)の事業計画のうち、下記によりその一部を再委託したいので、委託契約書第8条第2項の規定により承認願います。

記

- 1. 再委託先(住所及び氏名)
- 2. 再委託を必要とする理由
- 3. 再委託を行う業務の範囲
- 4. 所要経費

円

様式第3(事業計画変更承認申請書)

事業計画変更承認申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 文部科学省初等中等教育局長 殿

> (受託者) 住 所 名称及び 代表者名

○○○○年○○月○○日付け○○○○年度WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業(地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)の事業計画を、下記により変更したいので承認願います。

記

- 1. 変更事項
 - ①変更前
 - ②変更後
- 2. 変更の理由
- 3. 変更が事業計画に及ぼす影響及び効果

様式第4(事業完了(廃止)報告書)

事業完了(廃止)報告書

年 月 日

支出負担行為担当官 文部科学省初等中等教育局長 殿

(受託者) 住 所 名称及び 代表者名

○○○○年○○月○○日付け○○○○年度WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業(地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)は、○○○○年○○月○○日に完了(廃止)したので委託契約書第10条の規定により、下記の書類を添えて報告いたします。

記

- 1. 事業結果説明書(別紙イ)
- 2. 事業収支決算書(別紙口)

事業結果説明書

1. 事業の実績

(1)事業の実施日程

(リチネの大)	76 H 13	_										
事 表 口	_		5	実	方	衐	E	3	程	Ē		
事業項目	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2)事業の実績の説明

事業収支決算書

1. 決算総括表

区分	費目	契約額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備考
	人件費				
	諸謝金				
	旅費				
	借損料				
	会議費				
支出	通信運搬費				
又山	消耗品費				
	雑役務費				
	消費税相当額				
	一般管理費				
	再委託費				
	<u> </u>	0	0	0	
	委託費の額				
収入	自己調達額				
10.7	その他				
	合 計	0	0		

費目 No.

No.	年度 年月日	摘 要	予算額	支出額	残額	備考
1					¥0	
2					¥0	
3					¥0	
4					¥0	
5					¥0	
6					¥0	
7					¥0	
8					¥0	
9					¥0	
10					¥0	
11					¥0	
12					¥0	
13					¥0	
14					¥0	
15					¥0	
16					¥0	
17					¥0	
18					¥0	
19					¥0	
20					¥0	
21					¥0	
22					¥0	
23					¥0	
24					¥0	
25					¥0	
26					¥0	
27					¥0	
28					¥0	
29					¥0	
30					¥0	
31					¥0	
32					¥0	
33					¥0	
34					¥0	
35					¥0	
36					¥0	
37					¥0	
38					¥0	
39					¥0	
40					¥0	
		合 計	¥0	¥0	¥0	

[※] 事業完了決算書の提出にあたり利用する際は、支出を証明できる領収書等の写しを添付すること。

2. 決算費目別內訳

|--|

No.		年度 F月5		摘 要	予算額	支出額	残る額	備考
1	4	11	30	運営指導委員会指導助言者謝金	¥100,000	900 ¥30,000 ¥70,000		証拠書類 1 - No. 1
2						¥20,000	¥50,000	証拠書類 1 - No. 2
3						¥30,000	¥20,000	証拠書類 1 - No. 3
4						¥20,000	¥0	証拠書類 1 - No. 4
5								
6								
7								
8								
9								
10								
				合 計	¥100,000	¥100,000	¥0	

[※] 事業収支決算書の提出にあたり利用する際は、支出を証明できる領収書等の写しを添付すること。

2. 決算費目別內訳

	費	目		再委託費	No.					
				ı						
No.		和4年 F月日		摘 要	予算額	支出額	残額	備考		
1	4	12	1	再委託費 (〇〇市)	¥***,***	¥***,***	¥**,***			
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
				合 計	¥***,***	¥***,***	¥**,***			

[※] 事業収支決算書の提出にあたり利用する際は、支出を証明できる領収書等の写しを添付すること。

[※] 備考欄には必ず証拠書類番号を明記すること。

[※] 備考欄には必ず証拠書類番号を明記すること。

WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業) 公募要領

1. 事 業 名

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)

2. 事業の趣旨

社会の大きな変革として Society 5.0 が訪れようとする中、我が国の新たな社会を牽引する人材の育成が求められており、平成 30 年 6 月に文部科学省「Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会」においてまとめられた「Society 5.0 に向けた人材育成~社会が変わる、学びが変わる~」において、新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策(Society 5.0 に向けたリーディング・プロジェクト)の一つとして、文理両方を学ぶ高大接続改革にもとづく、WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム(以下「WWLコンソーシアム」という。)の創設が提案された。

WWLコンソーシアムは、高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うものとして想定されており、将来的に、高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国立、公立及び私立の高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加することを可能とする仕組みを持つことが目指されている。

WWLコンソーシアム構築支援事業(以下「WWL事業」という。)では、Society 5.0 において共通して求められる力(①文章や情報を正確に読み解き対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究力等)を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベーティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」(以下「ALネットワーク」という。)を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへとつなげることを目的としている。

本委託事業においては、全国拠点機関との連携、域内ALネットワークの統括・情報集約、域内でイノベーティブなグローバル人材育成を実施する高校との連携促進機能を有した取組を通じて、域内各事業拠点間のネットワークを構築し、WWL事業全体の効果的な実施を目指す。

3. 事業の内容

(1)域内における成果普及のためのホームページ作成・運営

受託団体は、各ALネットワークに共通する課題やニーズの把握の上、域内のALネットワークで開発されたカリキュラムや成果物が域内の他の高校でも活用できるためのホームページ作成・運営をすること。

【留意事項】「域内」とは、文部科学省が指定する下記2地域とする。

- ① 埼玉県、東京都に所在するALネットワーク4拠点校を含む関東地方
- ② 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県に所在するALネットワーク10 拠点校を含む関西地方

- ※ 提案書では、ALネットワーク及びその近隣におけるイノベーティブなグローバル人材育成を実施する高校(関東地方は13校、関西地方は7校)を含む域内を想定の上、3年間の計画を立てること。
- ・ 成果物やホームページ等の作成に当たって著作権等の処理を要する映像、画像、 写真、資料などの教材等については、受託団体においてその調達並びに資料の 利用や配布での公開に必要となる著作権、著作隣接権、肖像権等の許諾に関す る処理を適切に行うこと。
- ・ その他、事業の実施に当たっては文部科学省と調整を図りながら進めること。
- (2) 域内におけるイノベーティブなグローバル人材育成を実施する高校との連携 受託団体は、域内におけるイノベーティブなグローバル人材育成を実施する高校の 取組を把握し、各高校における取組の情報共有とその成果発信のためのフォーラムを 主催・実施すること。また、情報収集し把握した成果について、域内ALネットワー クやその他の高等学校等において活用できるようその普及に努めること。
- (3) 全国拠点機関との情報共有

本取組の円滑な実施を図るため、受託団体は、文部科学省が設置するWWLコンソーシアム構築支援事業全国拠点機関(以下「全国拠点機関」という。)との間において、域内事業の実施経過報告や連携等を行うものとする。

- 4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の 者でないこと。
- 5. 事業期間、事業規模、採択予定件数
 - (1) 事業期間

委託期間は、原則として3年間とする。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとする。なお、年度ごとの実績や、翌年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された調査研究を次年度の対象とする。また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該実施期間を必ず保証するものではないことに留意すること。

- (2) 事業規模等
- ① 事業規模上限(予算):初年度 1件当たり400万円程度
 - ※ 各年度同程度の事業規模の額を前提に計画を立てること。なお、採択後においても各年度の予算の状況により、予算額が変動する可能性があることに留意されたい。
- ② 委託経費 (調査研究経費)

本委託事業の実施に要する経費として認められるものは、人件費、諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般 管理費、再委託費とする。

(3) 採択予定件数

2件(関東地方と関西地方各1件ずつとし、最終的には企画評価会議が決定

する。)

6. 審査方法

(1)審査手順

本委託事業の採択のための審査は、企画評価会議において行う。提出された申請書類に基づく企画評価会議書面審査部会による書面審査の上、企画評価会議での合議審査により採択する実施機関等を決定する。なお、本委託事業に関する審査は10月中旬頃から行う予定。

(2) 企画評価会議による意見

採択にあたっては、企画評価会議における審議を踏まえ、提案書に対して意見又は条件を付すことがある。

7. 申請書類の提出方法等

(1) 申請者

本事業の委託先(公募対象)は、当該取組を実施することができる大学や実施機関等とする。

(2)提出書類

- ① 提案書(様式1):1部
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定 等を受けている場合はその写し: 1部
- ③ 誓約書(様式2):1部
 - · 企画競争に参加を希望する者は、提案書を提出時に、暴力団等に該当 しない旨、別に誓約書を提出すること。また、提案書の内容に業務を 別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出す ること。
 - ・ 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案は無効とする。
 - ・ 前2項は、地方公共団体、独立行政法人、又は国公立大学法人には適 用しない。
 - ※別紙様式第2(再委託申請書)は再委託する場合のみ提出。
 - ※書類の提出に当たっては、電子媒体(PDF形式のものを正本とし、Word、Excel、Powerpoint形式のものを副本とすること。)での提出を原則とする。

(3)提出期限

令和4年10月12日(水)15時必着(提出期限厳守)

(4)提出先

電子媒体送付先:b-wwl@mext.go.jp

(5) 留意事項

- ① 提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された申請書類については、返却しない。
- ② 事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任 を負わない。
- ③ 提出された書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある

場合でも、差し替えや訂正は認めない。また、期限後の差し替えや訂正も認めない。

- ④ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の 記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともある。
- ⑤ 提出された申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、企画評価会議において審査などの資料として使用するが、その他目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守される。詳しくは、文部科学省「個人情報保護」WEB サイトを御覧ください。

https://www.mext.go.jp/b menu/koukai/kojin.htm

8. 契約締結に関する取り決め

(1)契約額の決定方法について

選考・審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額は、上記5. (2)①に示す事業規模及び委託要項に基づく「事業計画書」の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

9. スケジュール

下記は、現時点のスケジュールであり、申請件数によっては、審査期間の延長により予定が後ろ倒しになる可能性がある。

令和4年 9月13日 公募開始

10月12日 申請書類の提出締切

10月中旬~ 書面審査

11月上旬 審査結果の通知及び採択

10. その他

- (1)公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (2) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に 記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状 況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (3)審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- · 事業計画書
- · 委託事業経費内訳

- ・ 委託事業経費(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料 (謝金単価表、旅費支給規定、見積書など)
- ・ 再委託に係る委託事業経費内訳
- · 別紙(銀行口座情報)
- (4) この公募要領に記載されていない事項、または本公募要領について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。
- (5) 本委託事業の成果については、文部科学省ホームページへの掲載等を通じて広く普及・啓発を予定している。

様式1(提案書)

文書番号 年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

提案機関名 提案機関代表者氏名

提案書

- I 委託事業の内容
 - 1. 事業名

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)

- 2. 事業の目的 ※事業の目的を具体的に記載
- 3. 事業の実施期間 委託を受けた日から 年 月 日
- 4. 事業の方法
 - ※公募要領に示す委託内容(各事業拠点における取組について、全国拠点機関との事業 全体の情報共有、域内の各ALネットワークとの事業に係る情報共有及び開発され たカリキュラム・成果物を利用するためのホームページ作成・運営、域内でイノベ ーティブなグローバル人材育成を実施する高校との連携促進のためのミニフォーラ ム主催・実施等の取組)に対しての提案内容を具体的に記載すること。

5. 業務実施体制

業 務 項 目	実	施	場	所	担	当	責	任	者
					(連絡先)				

c	事業項		中长	#0	88
Ο.	争未坦	ᆸᇭ	天加	. 以 月	旧目

※提案書作成時のものであり、事業着手は契約締結後に行うものとする。

〇令和4年度

事	業	項	目		実施	期間	(年	月	日~	~	年 月	日)	ı
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

〇令和5年度

事 業 項 目		実施	期間	(年	月	日~	~	年 月	日)	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

〇令和6年度

事 業 項 目		実施	期間	(年	月	日~	~	年 月	日)	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

7. 再委託に関する事項

再委託の相手方の住所及び氏名	
(連絡先)	
再委託を行う業務の範囲	
事業の目的及び内容	
事業の方法	

再委託の必要性

事業の内訳

再委託金額(単位:円)			
	Ħ		

Ⅱ 委託事業経費

〇令和4年度

(単位:円)

··· _					— <u>— </u>					
費目	内訳	数量	単価	金額	備考					
人件費										
諸謝金										
旅費										
借損料										
会議費										
通信運搬費										
消耗品費										
雑役務費										
消費税相当額										
一般管理費										
再委託費										
	合計									

再委託費内訳 機関名:

(単位:円)

費目	内訳	経費予定額
	合計	

〇令和5年度

(単位:円)

費目	内訳	数量	単価	金額	備考
人件費					
諸謝金					
旅費					
借損料					
会議費					

通信運搬費			
消耗品費			
雑役務費			
消費税相当額			
一般管理費			
再委託費			
		合計	

再委託費内訳 機関名:

(単位:円)

費目	内訳	経費予定額
	合計	

〇令和6年度

(単位:円)

費目	内訳	数量	単価	金額	備考
人件費					
諸謝金					
旅費					
借損料					
会議費					
通信運搬費					
消耗品費					
雑役務費					
消費税相当額					
一般管理費					
再委託費					
			合計		

再委託費内訳 機関名:

(単位:円)

費目	内訳	経費予定額
	合計	

1. 経理担当者(責任者及び事務担当者)

氏	名	役	職名	(E メールアドレス)	電話番号	FAX 番号

- (注)・責任者は、本委託事業に係る経理責任者(必ず記入すること)
 - ・事務担当者は、実際に当省委託担当課(室)との窓口となる者(必ず記入すること)

(記入要領)

- 1. 原則として、消費税込みの金額を記載する。ただし、非課税取引となる人件費等に係る消費税 額については消費税相当額に一括計上する。
- 2. 「費目」は原則としてこの名称を使い、経費が発生しない場合は省略する。
- 3. 本調査研究の実施に真に必要な経費のみを計上すること。
- 4. 各経費区分の計上にあたっては、以下に留意すること。

< 人件費>

・本調査研究に専従する非常勤職員等の人件費について、業務に必要な期間を考慮の上計上すること。また、単価の積算は原則として、計算式により構成要素ごとに計算すること。

<時間単価の算出方法>

委託先に公表・実際に使用している人件費単価規程等(すなわち、①当該単価規程等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たすこと)に基づき単価を算出すること。

(i)正職員の受託人件費時間単価

委託先の単価規程に基づく時間単価を使用すること。

(ii)出向者、臨時雇用職員(注1)の受託単価計算

委託先の人件費時間単価を定めている場合であっても、出向者、臨時雇用職員については、次のとおり積算する。

人件費時間単価=

(委託先が負担した年間総支給額(注2)+年間法廷福利費)÷年間理論総労働時間

(注1):「臨時雇用職員」とは、単純作業を行うアルバイトではなく、正職員と同等以上又は補助者として一定の経験があるものをいう。

(注2):「委託先が負担した年間総支給額」には、時間外手当を含まない。

※なお、これにより難い場合は文部科学省と別途協議の上決定する。

- ・本調査研究の実施に際し、事務補助員等を調査研究校に配置することを予定する場合は、当該校における教職員の助言・協力のもとに用務を行わせるものとする。また、その事務補助員等が本調査研究以外の用務を行うことがないよう、校内において本調査研究の趣旨を適切な方法により周知するとともに、その徹底を図ること。
- ・既に国庫で人件費を措置されている職員等については、計上しないこと。

<諸謝金>

- ・諸謝金は、会議出席、原稿執筆、単純労務等を行った場合に支出する謝礼をいうこと。
- ・諸謝金の単価は、委託先の支給規程等、根拠を明確にし、事業計画書に添付すること。
- ・高額な支出を伴う謝金については、その必要性について十分検討すること。
- ・委託先に所属する職員に対する支出は原則として認めないこと。ただし、本調査研究に係る業務 が当該職員の本務外(給与支給の対象となる業務とは別)であることが明確に区分されているこ とが確認できる場合には支出できる。

<旅費>

- ・原則として具体的用務ごとに積算することとし、発着地を必ず記載すること。
- ・支給基準は原則として委託先の旅費規程によって差し支えないが、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、原則として国の職員の例に準じる等、妥当かつ適正な旅費を積算すること。
- 委託先に規定等がない場合は、国の旅費法等の規定を準用すること。
- ・事業計画に照らして、出張先、単価、回数及び人数の妥当性・整合性について確認すること。
- ・本調査研究経費により航空機に搭乗した際のマイレージについては、その取得を自粛すること。

<借損料>

- ・会議開催等に伴う経費については、事業計画に記載した会議等の時間及び回数等との整合を図る こと。
- ・リース形式の形態でありながら、事実上、備品を購入することがないように留意すること。
- ・リース終了後に無償譲渡を受けることを条件とする等、実質的な購入に該当する運用は不可とす

る。

く会議費>

- ・外部有識者等が出席する会議開催等に必要な飲料 (お茶、水等。菓子を除く。) の経費を計上すること。
- ・会議費の支出にあたっては、原則として委託先の諸規則によることとして差し支えないが、社会 通念上常識的な範囲のものか十分精査の上、計上すること(宴会等の誤解を受けやすいものや酒 類の提供はできない)。
- ・事業計画に照らして、会議等の出席者数及び回数の妥当性・整合性について確認すること。

<通信運搬費>

- ・通信運搬費は、会議開催等に必要な開催通知の発送、報告書・パンフレットの宅配等の経費を計 上すること。
- ・通信運搬物の内容、数量及び回数の妥当性を確認の上、計上すること。
- ・通信料(電話料等)は、本調査研究の実施に要した経費が分かる証拠書類を整備できる場合に限り 計上すること。
- ・切手等を計上する場合は、本調査研究で使用した枚数が確認できる書類(払出簿等)を整備する こと。

<消耗品費>

- ・コピー用紙代、文房具、CD-R等消耗品にかかる経費を計上すること。
- ・計上にあたっては、品名ごとに記載することとし、「事務用品一式」のようにまとめて記入しないこと。
- ・本調査研究経費により消耗品等を購入する際に特典として付与されるポイント等がある場合は、 その取得を自粛すること。

<雑役務費>

- ・委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務に係る経費及び銀行振込手数料等を計上すること。
- ・人材派遣による雇用(間接雇用)に要する経費は、雑役務費に計上すること。なお、受託先の直接雇用の場合は人件費に計上すること。

<一般管理費>

・委託事業分として経費の算定が難しい光熱水料(個別のメーターが設置されていないため分別経理できないもの)や管理部門の人件費(管理的経費)等の経費。内訳欄に「上記経費の〇%」と記入し、再委託費を除く直接経費に一定の率(一般管理費率)を乗じて算出する。一般管理費率は10%を上限として、受託者の受託規程と受託者の直近の決算により算定した一般管理費率を比較して低い方を採用する。

<消費税相当額>

海外渡航費と人件費の消費税相当額は、ここで計上すること。

く再委託費>

- ・再委託先機関ごとの再委託額を記入すること。
- ・再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

<その他>

・上記について疑義が生じた場合は、文部科学省担当官に連絡の上、記入方法に関する指示を受けること。

誓 約 書

□私

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、 異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日 住所(又は所在地) 社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業) 審査要項

令和3年9月16日 文部科学省初等中等教育局長決定

「WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業(地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、研究機関等から申請された本事業に関する提案書について、3年後の完成像を 踏まえ、調査業務の実施方針、組織の経験・能力、業務従事予定者の経験・能力について 評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

なお、採択に際しては審査の評点順とするが、取組の特徴にも配慮する。

2. 審査の方法

(1)審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築 支援事業企画評価会議」(以下「企画評価会議」という。)を設置する。
- ② 企画評価会議においては、受理された全ての申請について「第1段審査(書面審査)」及び「第2段審査(総合的な調整を行うことを主眼とした合議審査)」を実施し、採択する提案書の審査を行う。

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム 構築支援事業企画評価会議

① 第1段審査(書面審査)



②第2段審査(合議審査) (書面審査結果に基づき、採択する提案書を審査)

(2)審査(の進め方)

①第1段審査(書面審査)

・企画評価会議は、研究機関等から提出された提案書について、審査要項、審査基準、 審査要領に基づき、書面審査を行う。

②第2段審査(合議審査)

- ・第1段審査の評価を基に総合的な調整を行うことを主眼とした、十数人程度で構成 される企画評価会議協力者による合議審査。
- ・必要に応じて提案書についての改善のための条件又は意見を付すことができる。

3. 審査の観点

本事業の採択に当たっては、「WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業(地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)審査基準」に沿って審査を行う。なお、審査に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する提案書について、3年後の完成像を踏まえ、事業内容及び事業の実施体制について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

4. 開示・公開等

(1) 企画評価会議の審議内容の取扱い

各提案書の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

審査結果及び採択された提案書は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3)協力者の氏名について

企画評価会議協力者の氏名については、採択後に公表することとする。

5. 協力者の遵守事項

(1)秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている 内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

- ① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文 部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付に申し出なければならない。
 - (ア)競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (イ) 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - (ウ)審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - (エ)審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つ そのための資金を審査委員自身が受け取っている場合
 - (オ)審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - (カ)審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
 - (キ) その他、競争参加者(競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表又は共同参画者等を含む)との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合等申請された構想に直接関係する協力者(以下「利害関係者」という。)は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する構想の審査を行わないこととする。また、企画評価会議における当該構想の個別審議に加わることができないこととする。
- ② 前項の(ア)から(カ)に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、(キ)に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 審査委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合 又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならな い。

(3) 不公正な働きかけ

- ① 審査委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部 科学省初等中等教育局参事官付(高等学校担当)に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業) 審査基準

令和3年9月16日 文部科学省初等中等教育局長決定 令和4年9月9日一部改正

「WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業(地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)」の審査において、審査項目ごとの審査基準を以下のとおり定める。

1. 第1段階(書面)審査

(1) 第1段階(書面)審査の評点

第1段階審査は、WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援 事業(地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)審査要項 (以下「審査要項」という。)の「3.審査の観点」の各要素との適合性を踏まえつつ、 「(3)審査の観点」の項目(以下「審査項目」という。)ごとに以下の5段階の区分 により判断することとする。

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

(2) 各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、下記「(3)審査の観点」の各項目の評点で、「5」や「1」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 申請機関への審査結果の説明根拠として、必ず「総合所見」欄に記入すること。 なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は別に定める。

【評点の基本的考え方】

- 1. 提案書の各審査項目に付す評点 $(5 \sim 1)$ については、「絶対評価」により付すこととする。
- 2. 各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評点に重み付けをする。

- 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。
 - ○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の 認定等相当確認を有していること。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定 (えるぼし認定)等
- ・認定段階1 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 0.6点
- ・認定段階2 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1. 2点
- ·認定段階3=1.8点
- ・プラチナえるぼし認定企業=3点
- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.3点
- ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライ くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定)=0.6点
- ・トライくるみん認定=1.2点
- ・くるみん認定②(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) (次世代 法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3 年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正 省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。))=1. 2点
- ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定)=1.2
- ・プラチナくるみん認定=3点
- ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- ・ユースエール認定=1.2点
- ○上記に該当する認定等を有しない=0点

(3)審査の観点

- 1 事業内容
 - ・ 事業計画及び事業スケジュールが、公募要領に示す各事業を踏まえ、具体的かつ遂

行可能な内容となっている。

- 予定している取組等が明確に示されており、それらが有効かつ妥当なものである。
- ・ 域内 AL ネットワークにおける取組状況に関する情報収集等の手法が明確に示されて おり、妥当である。
- ・ 域内 AL ネットワークで開発されたカリキュラムや成果物が域内の他の高校でも活用できるためのホームページ作成・運営に向けた計画内容が適切かつ具体的である。
- ・ 域内におけるイノベーティブなグローバル人材育成を実施する高校の取組を把握 し、各高校における取組の情報共有とその成果発信のためのミニフォーラム開催に 向けた計画内容が適正かつ具体的である。
- ・ 公募要領に示した内容以外で、本事業の迅速且つ円滑・効果的な実施・活用に資す る、独自の優れた取組を行うことが具体的に示されている。

2 事業の実施体制

- ・ 事業計画及び事業スケジュールに沿って事業を円滑に実施するための実施拠点、システム、設備、人員などの実施体制が具体的に説明されている。
- ・ 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行する上で妥当な体制となっている。
- ・ 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参 画するとともにマネジメント力を有している。
- ・ 事業全体の業務分担、関係機関との間の役割や責任を明確化するとともに、事業の 各工程の連携を図り、全体のマネジメントを適切に行い、事業のスケジュール・進 捗状況や経理状況を適切に管理する内容となっている。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の 認定等相当確認を有していることが具体的に説明されている。
 - ➤ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく 認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計 画策定(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る)
 - ▶ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
 - ▶ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 (地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業) 評価シート

	評価項目	満点	点数	コメント
1.	事業内容に関する評価	30	0	
	事業計画及び事業スケジュールが、公募要領			
	に示す各事業を踏まえ、具体的かつ遂行可能			
	な内容となっていること。	5		
	予定している取組等が明確に示されており、			
	それらが有効かつ妥当なものである。	5		
	域内ALネットワークにおける取組状況に関す			
	る情報収集等の手法が明確に示されており、			
	妥当である。	5		
	域内ALネットワークで開発されたカリキュラ			
	ムや成果物が域内の他の高校でも活用できる			
	ためのホームページ作成・運営に向けた計画			
	内容が適切かつ具体的である。	5		
	域内におけるイノベーティブなグローバル人			
	材育成を実施する高校の取組を把握し、各高			
	校における取組の情報共有とその成果発信の			
	ためのミニフォーラム開催に向けた計画内容			
	が適正かつ具体的であること。	5		
	公募要領に示した内容以外で、本事業の迅速			
	且つ円滑・効果的な実施・活用に資する、独			
	自の優れた取組を行うことが具体的に示され			
	ている。	5		
2.	事業の実施体制に関する評価	20	0	
	事業計画及び事業スケジュールに沿って事業			
	を円滑に実施するための実施拠点、システ			
	ム、設備、人員などの実施体制が具体的に説			
	明されている。	5		
	本事業を担当する組織・チーム、メンバー及			
	び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実			
	績が具体的に示されていて、かつそれが本事			
	業を遂行する上で妥当な体制となっている。	5		
	本事業を担当する組織・チームの代表者は、			
	本事業の主要メンバーとして事業に参画する	_		
	とともにマネジメント力を有している。	5		

	評価項目	満点	点数	コメント
	事業全体の業務分担、関係機関との間の役割			
	や責任を明確化するとともに、事業の各工程			
	の連携を図り、全体のマネジメントを適切に			
	行い、事業のスケジュール・進捗状況や経理			
	状況を適切に管理する内容となっている。	5		
3.	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価	3	0	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する			
	認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等			
	相当確認を有していることが具体的に説明さ			
	れている。	3		
合計	t	53	0	

総合所見		
松口別兄		